

やまなし有機転換推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 やまなし有機転換推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、みどりの食料システム戦略に基づき、各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とし、国交付等要綱第4（3）に規定する事業の円滑な実施に要する経費について、同別記3第2の2にある申請者に対して補助金を交付する市町村又は協議会（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助率)

第3条 前条に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）の補助対象経費及び補助率については別表のとおりとする。

(補助金交付申請書及び提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分、補助対象事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)、中止し又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。

(2) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金を他の用途へ使用したとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払いにより交付することができる。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 知事は、前項に定める期日のほか、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助対象事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 事業実施主体は、対象事業が完了したとき又は第6条の規定により対象事業の廃止の承認を受けたときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヵ月を経過した日又は補助金の交付が決定した年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第6号）を、知事に提出するものとする。

- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、実績報告書を提出した後において、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は

消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、補助金の完了又は廃止に係る実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第10号)により事業実施主体に通知するものとする。

(財産の管理等)

第11条 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を山梨県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第12条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定めた機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に規定する処分制限期間とする。

3 処分を制限された取得財産等については、前項の財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 4 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（補助金の経理）

- 第13条 事業実施主体は、補助対象事業に係る帳簿を備え、他の経理と区分して補助対象事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（様式第9号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前三項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録により整備及び保管することができる。

（書類の提出）

- 第14条 本要綱により提出する書類は知事に提出するものとする。

（その他）

- 第15条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は知事に協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
ア 転換支援事業	国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対する種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の掛かり増し経費	定額 補助単価は2万円/10a以内とする。 ただし、申請者の申請に当たっての下限面積は10aとする。	1 補助金等の増を伴わない、事業費の30%以内の増 2 事業費又は補助金等の30%以内の減
イ 転換支援円滑化事業	<ul style="list-style-type: none">・備品費・賃金等・事業費(通信・運搬費、印刷製本費、消耗品費、燃料費)・旅費(調査等旅費)・委託費・雑役務費(手数料、租税公課)	定額 額の上限は、事業実施主体におけるアの申請額の1割以内とする。	

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 やまなし有機転換推進事業費補助金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	補助対象経費 (B) = (C)+(D)	負 担 区 分		備 考
				補助金 (C)	その他 (D)	
やまなし有機転換 推進事業	①転換支援事業	円	円	円	円	
	②転換支援円滑化事業					
合 計						

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「補助対象経費」「負担区分」の欄は、市町村全体について記入すること。また、補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。

2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 国又は地方公共団体の一般会計
- 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 総事業費については、補助対象経費がある場合に補助対象外経費を含んだ金額を記載、補助対象経費と同額であれば、同額を記載すること。

5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式第1号（第4条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体の長

〇〇年度やまなし有機転換推進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなし有機転換推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1 補助事業の名称 | やまなし有機転換推進事業 |
| 2 補助事業の目的及び内容 | 別紙 様式Aのとおり |
| 3 交付申請額 | ¥ |
| 4 添付資料 | |
| | (1) 様式A |
| | (2) 国交付等要綱第5の2に基づく事業実施計画 |

(注) 公印は省略しても差し支えない。

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度やまなし有機転換推進事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇月〇日付けで申請のあったやまなし有機転換推進事業補助金については、同補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇年〇月〇日付けで申請のあったやまなし有機転換推進事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助対象事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助対象事業の期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象事業に要する経費の配分、補助対象事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）、中止し又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなら

ない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付が決定した年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号（第6条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体の長

〇〇年度やまなし有機転換推進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、やまなし有機転換推進事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由 様式〇〇のとおり
- 2 変更（中止・廃止）の内容 様式〇〇のとおり

（注）1 変更（中止・廃止）の理由及び内容は、様式第1号に準じ、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。（申請時以降変更がない場合は省略できる。）

- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「やまなし有機転換推進事業費補助金変更承認申請書」を「やまなし有機転換推進事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「次の理由により変更したいので、やまなし有機転換推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。」を「次の理由により変更したいので、やまなし有機転換推進事業費補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。
- 3 事業を変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」と置き換えること。
- 4 公印は省略しても差し支えない。

- (注) 1 「区分」の欄には、様式第1号の様式Aの「区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 下線部は、第8条第1項ただし書による場合のみ記載し、提出時には下線を外すこと。記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とし、下線部を削除すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 公印は省略しても差し支えない。

様式第5号（第8条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体の長

〇〇年度やまなし有機転換推進事業費補助金事業遂行状況報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、やまなし有機転換推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その遂行状況を次のとおり報告する。

区 分	交付対象 経 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇〇年〇〇月〇〇日まで に完了したもの		〇〇年〇〇月〇〇日以 降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、様式第1号の様式Aの「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。
3 公印は省略しても差し支えない。

様式第6号（第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体の長

〇〇年度やまなし有機転換推進事業費補助金実績報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり実施したので、やまなし有機転換推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

なお、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求します。

（添付資料）

- （1）様式A（「Ⅱ 事業の内容及び計画」の計画を実績に代える）
- （2）国交付等要綱第30に基づく事業実施状況報告書

- （注）1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
また、事業実績内訳明細書を添付すること。
- 3 公印は省略しても差し支えない。

様式第7号（第9条第3項関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体の長

〇〇年度やまなし有機転換推進事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったやまなし有機転換推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額

金 円

（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）

2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額

金 円

- （注） 1 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
2 公印は省略しても差し支えない。

様式第8号（第12条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体の長

〇〇年度やまなし有機転換推進事業費補助金財産処分承認申請書

〇〇年度やまなし有機転換推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由

- （注） 1 その他参考となる資料を添付すること。
2 公印は省略しても差し支えない。

様式第10号（第10条関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度やまなし有機転換推進事業費補助金額の確定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け農技第〇〇〇〇号で交付決定したやまなし有機転換推進事業補助金の交付額について、やまなし有機転換推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円